

令和 8 年(2026 年) 7 月 7 日
総 務 委 員 会 資 料
総 務 部 防 災 危 機 管 理 課

令和 7 年度

中野区職員倫理条例の運営状況の報告について

中野区職員倫理条例第 11 条の規定により、運営状況を報告する。

中野区長 酒井 直人

中野区職員倫理条例第 11 条に規定する運営状況の報告として、公益通報及び不当要求行為の運営状況について、下記のとおり報告する。

記

1 運営状況の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 報告内容

(1) 中野区職員倫理条例第 6 条（公益通報）について

ア 受理件数 2 件

※受理した 2 件については調査対応中

※令和 7 年度の受付件数 2 件

イ 公益通報の概要

- ① 文書の保管・廃棄方法及び修正方法に関すること。
- ② 職員の超過勤務申請の取扱いに関すること。

(2) 中野区職員倫理条例第 8 条（不当要求行為）について

不当要求行為等の件数 0 件